神奈川県立保健福祉大学自己評価・内部質保証審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学(以下「大学」という。)自己評価及び外部 評価に関する規則第3条第3項の規定に基づき、自己評価・内部質保証審査会(以下「審 査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

- 第2条 審査会は、次の各号に掲げる者を以て組織する。
- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 保健福祉学部長
- (4) 保健福祉学研究科長
- (5) ヘルスイノベーション研究科長
- (6) 実践教育センター長
- (7) 附属図書館長
- (8) ヒューマンサービスセンター長
- (9) イノベーション政策研究センター長
- (10) 事務局長
- (11) 自己評価専門部会長
- (12) 内部質保証推進部会長

(組織)

- 第3条 審査会に会長を置き、学長を以て充てる。
- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長は審査会を招集し、その議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員が職務を代理する。

(所掌事項)

- 第4条 審査会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 大学に係る自己点検・評価の基本方針に関する事項
 - (2) 大学に係る自己点検・評価の実施に関する事項
 - (3) 神奈川県公立大学法人評価委員会の評価に関する事項
 - (4) 文部科学大臣認証評価機関の評価に関する事項
 - (5) その他第三者機関の評価に関する事項
 - (6) 大学の内部質保証に関する事項
 - (7) 大学に係る自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項
 - (8) その他自己点検・評価及び情報公開に関する事項
 - (9) 中期計画・年度計画の策定に関する事項

(成立)

第5条 審査会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

- 第6条 審査会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決する ところによる。ただし、審査会が特に重要と認めた事項については、出席した構成員の3 分の2以上の同意を必要とする。
- 2 議長は審査会の終了後、議事について理事長に報告する。

(自己評価専門部会)

- 第7条 審査会に、自己評価専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。
- 2 専門部会に部会長を置き、審査会の構成員とする。
- 3 専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(内部質保証推進部会)

- 第8条 審査会に、内部質保証推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。
- 2 推進部会に部会長を置き、審査会の構成員とする。
- 3 推進部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(構成員以外の者の出席)

第9条 会長は必要に応じ、構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から一部改正施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行する。

附則

この規定は、令和5年5月24日から一部改正施行する。